

「長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る条例環境影響評価準備書及び要約書」の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名 称：長沢浄水場排水処理施設改良工事

種 類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

2 指定開発行為者

名 称：川崎市上下水道局

代表者：川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

3 公告日

令和7年8月4日（月）

4 条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧

（1）縦覧期間

令和7年8月4日（月）から令和7年9月17日（水）まで。

土曜日、日曜日及び祝日は除く。

（2）縦覧場所及び時間

多摩区役所10階、生田出張所1階、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥）

午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

※縦覧開始日（8月4日）は、午前10時から縦覧を行います。

※上記期間中、本市ホームページに当該準備書及び要約書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

検索

川崎市 アセス図書の公表



掲載先ホームページ 二次元コード

5 事業内容等に関する問合せ先

窓 口：株式会社 東洋設計 GX推進3部

住 所：石川県金沢市諸江町中丁212番地1

電 話：076-233-1093

FAX：076-233-3775

6 備考

「条例環境影響評価準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木

電話 044-200-2152

環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年8月4日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写し（以下「条例準備書」）の縦覧を次のとおり行います。

※「条例準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市上下水道局 川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之
	名 称	長沢浄水場排水処理施設改良工事
	種 類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）
	実施区域	川崎市多摩区三田5-1-1
	目 的	経年劣化した脱水機設備を含む排水処理棟の更新
	内 容	計画地面積：約37,900㎡ 開発行為区域面積：約16,900㎡
	施行期間	2026年6月～2031年7月
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和7年8月4日（月）から令和7年9月17日（水）まで
	縦覧場所及び時間	■多摩区役所10階、生田出張所1階 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日（8月4日）は午前10時から行います。
	意見書の提出	縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例準備書の閲覧、意見書の提出ができます。  川崎市 アセス図書の公表 https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html 
	意見書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電 話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921 Eメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、ファクス、Eメールでは受け付けていませんので御注意ください。